

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書

性暴力救援センター・大阪SACHICOは、病院拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、阪南中央病院内にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきた。電話相談件数は52,198件、来所のべ件数は14,610件、診療及び支援した実人数は3,722人にのぼり、大阪府内の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。

また、性暴力救援センター全国連絡会を設立し、本来のワンストップセンター機能を持つ病院拠点型の性暴力救援センターの全国拡充を目指したサポートを実施し、ネットワークの強化も図ってきた。

このように必要不可欠な機関でありながら国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄附金等で補ってきた。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつSACHICOでの診察にあたってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられていた状態である。

医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関がすべてを負担することは困難な事態となっている。このままではSACHICOは、2025年3月末を目途に阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しない事態になる。

これまで大阪SACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。

緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別を問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいことは明らかである。

性暴力被害者支援ネットワークにおける拠点施設の必要性は大きいと考える。

よって、大阪府は性暴力救援センター・大阪SACHICOがワンストップ支援センターとしての役割を今後も果たせるように下記の措置を講じるよう強く求める。

記

1. 2025年3月末をもって阪南中央病院から退去を求められている性暴力救援センター・大阪SACHICOの活動拠点を大阪府として速やかに確保し、運営にかかる費用を助成すること。
2. 府の責任においてネットワークの要となる支援拠点の整備をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月31日

大阪府和泉市議会

大阪府知事 殿